

1 ジュネーブ条約締約国一覧表（抜粋）

R3.9.7現在

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	他
ジュネーブ条約締約国	アイスランド	ガーナ	サンマリノ	タイ	ナイジェリア	ハイチ	マダガスカル	ヨルダン	ラオス人民共和国	英国
	アイルランド	カナダ	シエラレオネ	チェコ共和国	ナミビア	パチカン	マラウイ		リトアニア	大韓民国
	アメリカ合衆国	カンボジア	ジャマイカ	チュニジア	ニジェール	パプアニューギニア	マリ		リヒテンシュタイン	中央アフリカ共和国
	アラブ首長国連邦	キプロス	ジョージア	チリ	ニュージーランド	パラグアイ	マルタ		ルーマニア	南アフリカ
	アルジェリア	キューバ	シリア	デンマーク	ノルウェー	バルバドス	マレーシア		ルクセンブルク	日本
	アルゼンチン	ギリシャ	シンガポール	トーゴ		ハンガリー	モナコ		ルワンダ	
	アルバニア	キルギス	ジンバブエ	ドミニカ共和国		バングラデシュ	モロッコ		レソト	
	イスラエル	グアテマラ	スウェーデン	トリニダード・トバゴ		フィジー	モンテネグロ		レバノン	
	イタリア	クロアチア	スペイン	トルコ		フィリピン			ロシア連邦	
	インド	コートジボワール	スリランカ			フィンランド				
	ウガンダ	コンゴ	スロバキア			フランス				
	エクアドル	コンゴ民主共和国	スロベニア			ブルガリア				
	エジプト		セネガル			ブルキナファソ				
	エストニア共和国		セルビア			ブルネイ				
	オーストラリア					ベナン				
	オーストリア					ベネズエラ				
	オランダ					ベルー				
						ベルギー				
						ポーランド				
						ボツワナ				
					ポルトガル					
特別行政区等	アメリカ合衆国 海外領土 (グアム、プエルトリコ 等)	ガーンジー	ジブラルタル			フランス 海外領土 (フランス領ポリネシ ア等)	マカオ			香港
	アルバ	キュラソー島	ジャージー				マン島			
		ケイマン諸島	シント・マールテン							

※ 上記以外にもジュネーブ条約の適用を受ける国・地域があり、日本で有効な国際運転免許証を発行していることがありますので、ご注意ください。

2 国外運転免許証で運転することができる車両欄内容

- A：二輪の自動車（側車付きのものを含む、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）を超えない三輪の自動車。）
- B：乗用に供され、運転者席のほかに8人分を超えない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）を超えない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
- C：貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）を超える自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
- D：乗用に供され、運転者席のほかに8人分を超える座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
- E：運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

（注意点）

- 車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。
- 「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。
- 「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）を超えない被牽引車をいう。

3 その他注意事項

- (1) 代理申請の場合、委任状等が別途必要になる他、日本国等の運転免許証の有効期限の末日まで3月以上、免許証の有効がなければいけません。
- (2) 国外運転免許証の有効期間は、当該国外運転免許証の発給日から起算して1年です。
- (3) 国外運転免許証で運転することができる国は、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）の締結国に限ります。
- (4) 国外運転免許証で運転できる自動車は、国外運転免許証の表紙3ページ裏（写真添付ページ）のA、B、C、D又はEの欄に公安委員会のスタンプを押印した指定区分に従い、各欄に掲げる自動車等の種類に限ります。
- (5) 次の場合は、国外運転免許証を返納しなければなりません。
 - ア 当該国外運転免許証の有効期間が満了し、又は失効したとき。
 - イ 当該国外運転免許証の効力が停止されたとき。
- (6) 国外運転免許証の有効期間内であっても国外運転免許証に基づく自動車の運転が認められない場合があります。必要に応じ、同地の日本大使館等へ確認して同地の交通関係法令に違反しないよう十分注意してください。（例：米国の一部の州では、州法等で居住者となった日から一定期間内に同州の運転免許証を取得しなければならないとされています）